

横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱

制定 令和3年2月4日瀬総第1395号（区長決裁）
最近改正 令和3年6月1日瀬総第305号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、震災時における被害の減少と自助・共助による市民・地域の防災力向上を図るため、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止する感震ブレーカー等の設置を促進し、瀬谷区内の自治会町内会に対して、設置経費の補助に関し必要な事項を定めるものとする。

（総則）

第2条 感震ブレーカー等の設置に対する補助については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号（以下「補助金規則」という。））に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（1）感震ブレーカー等

地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具で、次に掲げるもの
簡易タイプ

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）で定める簡易タイプの性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの

（2）感震ブレーカー等を設置する経費（以下「補助対象経費」という。）

感震ブレーカー等の購入及び設置に要する費用

（補助対象者）

第4条 この要綱により補助の対象となる者は、住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする瀬谷区内の自治会町内会とし、補助申請ができる者は原則として瀬谷区内の自治会町内会の長とする。

2 設置しようとする自治会町内会の算定基準世帯数は、当該年度の4月1日を基準日とし、区確認世帯数を上限とする。

- 3 前項の区確認世帯数は、申請しようとする自治会町内会における当該年度の4月1日時点の広報よこはま配布部数（以下、「配布部数」という。）とする。ただし、4月1日現在の加入世帯数が配布部数を上回る場合は、加入世帯数とする。

（補助金の額及び支払方法等）

- 第5条 この要綱による補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で、補助対象経費の2分の1までとし、1個あたり2,000円を上限とする。1,000円未満の端数は切り捨てとする。
- 2 補助対象者に対する補助金の交付は、地方自治法施行令第163条第2号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第132条第1項第2号に基づき、前金払いとすることができる。
 - 3 この要綱により補助の対象となる購入及び設置の期間は、補助金の交付申請を行う年度の4月1日から翌年3月31日までとする。
 - 4 この要綱に定める感震ブレイカー等を購入及び設置する場合、補助対象経費と補助金の額の差額について、町の防災組織活動費補助金交付要綱（令和3年4月1日 総地第1273号（局長決裁））に定める町の防災組織活動費補助金を充てることができる。

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助対象者は、横浜市瀬谷区長（以下「区長」という。）が指定する期日までに、交付申請書（第1号様式）に購入・設置に要する金額が確認できる書類を添付し区長に提出しなければならない。
- 2 交付申請時に既に購入及び設置が完了している場合は、横浜市瀬谷区感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付申請書兼実績報告書（第2号様式）（以下「兼実績報告書」という。）を用いなければならない。
 - 3 補助金規則第6条第1項及び第2項の規定により区長が必要と認める交付申請書及び兼実績報告書への添付書類は、見積書の写し、領収書等、購入及び設置に要する金額がわかる書類であり、製品ごとに単価、数量及び合計金額が記載された書類の写しとする。

（補助金の交付決定）

- 第7条 区長は、補助対象者から第6条第1項の規定により交付申請書（第1号様式）による申請があった場合は、その内容について審査及び調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付及び交付金額を決定し、横浜市瀬谷区感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 区長は、補助対象者から第6条第2項の規定により、兼実績報告書（第2号様式）による申請があった場合は、その内容について審査及び調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該補助金の交付及び交付金額を決定し、横浜市瀬谷区感震ブレイカー等設置推進事業補助金交付決定兼額確定通知書（第4号様式）（以下「兼額確定通知書」という。）により通知するものとする。

- 3 区長は、第1項及び第2項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項につき条件を付して補助金の交付決定の通知を行うことができる。
- 4 区長は、第1項及び第2項の審査及び調査により、前条の申請が不相当と認めるときは、その理由を付して横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告及び審査）

第8条 補助対象者は、交付申請書（第1号様式）により申請し感震ブレーカー等の設置が完了したときは、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業実績報告書（第6号様式）（以下「実績報告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、区長に提出しなければならない。ただし、第6条第2項により兼実績報告書を提出している場合にはこの限りでない。

- (1) 領収書など設置に要した経費が確認できる書類であり、製品ごとに単価、数量及び合計金額が記載された書類又はその写し
- (2) その他区長が必要と認めた書類

（補助金額の確定）

第9条 区長は、補助対象者から前条の規定による実績報告があった場合は、その内容について審査し、補助金の額を確定し、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金額確定通知書（第7号様式）により、補助対象者に通知するものとする。ただし、第7条第2項により兼額確定通知書を通知している場合にはこの限りでない。

（取下げ・取止め）

第10条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金（取下げ・取止め）届出書（第8号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請を取り下げる場合
- (2) 補助金の交付決定後、補助事業を取り止める場合

（補助金の交付請求及び交付）

第11条 補助対象者は、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付請求書（第9号様式）により、区長に補助金の交付を請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適切と認める場合は、補助対象者に補助金を交付しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 区長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決

定の一部又は全部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付決定（一部・全部）取消通知書（第10号様式）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、横浜市瀬谷区感震ブレーカー等設置推進事業補助金返還請求書（第11号様式）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分制限期間）

第14条 補助金規則第25条に規定する、市長が定める財産の処分を制限する期間は、10年とする。

（関係書類保存期間）

第15条 補助金規則第26条に規定する、市長が定める関係書類を保存する期間は、5年とする。

（免責）

第16条 この事業は、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても横浜市及び瀬谷区は、その責任を負わないものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。